



愛媛県報

発行 愛媛県

平成20年12月5日金曜日 第2022号

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県国民健康保険調整交付金の交付額の算定に関する規則の一部を改正する規則.....1280

愛媛県会計規則の一部を改正する規則.....1282

告 示

医療機関の指定.....1284

指定医療機関の廃止の届出.....1285

介護機関(居宅介護事業者)の指定.....1285

介護機関(特定福祉用具販売事業者)の指定.....1285

介護機関(介護予防事業者)の指定.....1285

介護機関(特定介護予防福祉用具販売事業者)の指定.....1285

指定介護機関(居宅介護事業者)の変更.....1286

指定介護機関(居宅介護支援事業者)の変更.....1286

指定介護機関(介護予防事業者)の変更.....1286

指定居宅サービス事業者の指定.....1287

指定居宅介護支援事業者の指定.....1287

指定介護予防サービス事業者の指定.....1287

指定居宅サービス事業を行う事業所の名称の変更.....1288

指定居宅サービス事業を行う事業所の所在地の変更.....1288

指定居宅介護支援事業を行う事業所の名称の変更.....1288

指定居宅介護支援事業を行う事業所の所在地の変更.....1288

指定介護予防サービス事業を行う事業所の名称の変更.....1289

指定介護予防サービス事業を行う事業所の所在地の変更.....1289

大規模小売店舗の変更の届出の概要等.....1289

解除予定保安林(2件).....1290

漁業の許可又は起業の認可の申請期間.....1291

港湾施設の概要.....1291

都市計画の変更.....1291

新たな土地改良事業の施行の認可(4件).....1291

道路の供用開始(県道新居浜別子山線).....1291

道路の供用開始(県道弓削島循環線).....1291

道路の供用開始(県道六軒家石手線).....1292

道路の供用開始(県道大洲野村線).....1292

道路の供用開始(県道大洲保内線).....1292

道路の区域変更(県道大洲保内線).....1292

道路の供用開始(").....1293

道路の供用開始(一般国道378号).....1293

公 告

家畜商講習会の開催.....1293

土地の売払い.....1295

公安委員会規則

愛媛県道路交通規則の一部を改正する規則.....1296

雑 報

裁判手続開始の決定の公告.....1298

規 則

○愛媛県規則第64号

愛媛県国民健康保険調整交付金の交付額の算定に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年12月5日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県国民健康保険調整交付金の交付額の算定に関する規則の一部を改正する規則

愛媛県国民健康保険調整交付金の交付額の算定に関する規則(平成17年愛媛県規則第70号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(普通調整交付金の交付)	(普通調整交付金の交付)
第2条 条例第2条第2項の規定により交付する普通調整交付金は、各市町につき、次の各号に掲げる額の合算額に100分の6を乗じて得た額を、知事の定めるところにより、予算の範囲内で交付する。	第2条 条例第2条第2項の規定により交付する普通調整交付金は、各市町につき、次の各号に掲げる額の合算額に100分の6を乗じて得た額を、知事の定めるところにより、予算の範囲内で交付する。
(1) 省略	(1) 省略
(2) <u>算定省令第4条第1項第2号イに掲げる額から当該年度の後期高齢者支援金等賦課額に係る繰入金(同号ロに規定する後期高齢者支援金等賦課額に係る繰入金をいう。)の2分の1に相当する額を控除した額</u>	(2) <u>前年度の1月1日から当該年度の12月31日までの間における老人保健医療費拠出金額(算定省令第4条第1項第2号に規定する老人保健医療費拠出金額をいう。)</u>
(3) 前年度の1月1日から当該年度の12月31日までの間における介護納付金額(算定省令第4条第1項第3号イに規定する介護	(3) 前年度の1月1日から当該年度の12月31日までの間における介護納付金額(算定省令第4条第1項第4号イに規定する介護

納付金額をいう。)から当該年度の介護納付金賦課額に係る繰入金(同号口に規定する介護納付金賦課額に係る繰入金をいう。以下同じ。)の2分の1に相当する額を控除した額

- 2 一部負担金の割合軽減等市町村(算定省令第4条第2項に規定する一部負担金の割合軽減等市町村をいう。以下同じ。)に係る前項の規定により算定する普通調整交付金の額については、同条第2項から第7項までの規定を準用する。

附 則

(経過措置)

- 6 一部負担金の割合軽減等市町村に係る附則第2項から前項までの規定による普通調整交付金の額については、算定省令第4条第2項から第7項までの規定を準用する。

(退職被保険者等所属市町の調整交付金の特例)

- 7 法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等所属市町村(以下「退職被保険者等所属市町」という。)について、第2条第1項各号又は第2項の規定を適用する場合には、同条第1項第1号中「第4条第1項第1号イ」とあるのは「附則第2条の規定により読み替えられた算定省令第4条第1項第1号イ」と、同条第1項第2号中「算定省令」とあるのは「算定省令附則第2条の規定により読み替えられた算定省令」と、同条第1項第3号中「同号口」とあるのは「算定省令附則第2条の規定により読み替えられた算定省令第4条第1項第3号口」と、同条第2項中「同条第2項から第7項まで」とあるのは「同条第3項並びに算定省令附則第2条の規定により読み替えられた算定省令第4条第2項及び第4項から第7項まで」と、前項中「第4条第2項から第7項まで」とあるのは「第4条第3項並びに算定省令附則第2条の規定により読み替えられた算定省令第4条第2項及び第4項から第7項まで」とする。

(病床転換支援金等を納付する市町の調整交付金の特例)

- 8 平成25年3月31日までの間、市町(退職被保険者等所属市町を除く。)について、第2条第1項各号の規定を適用する場合には、同項第2号中「算定省令」とあるのは、「算定省令附則第3条第1項の規定により読み替えられた算定省令」とする。

- 9 平成25年3月31日までの間、退職被保険者等所属市町について、附則第7項の規定により読み替えられた第2条第1項各号の規定を適用する場合には、同項第2号中「算定省令附則第2条」とあるのは、「算定省令附則第3条第2項の規定により読み替えられた、算定省令附則第2条」とする。

(平成20年度及び平成21年度における調整交付金の算定方法の特例)

- 10 平成20年度及び平成21年度において、第2条第1項各号の規定を適用する場合には、同項第1号中「同号口」とあるのは「算定省令附則第4条(表第4条第1項第1号口の部掲げる額の項を除く。)の規定により読み替えられた算定省令第4条第1項第1号口」と、同条第1項第2号中「同号口」とあるのは「算定省令附則第4条の規定により読み替えられた算定省令第4条第1項第2号口」と、同条第1項第3号中「同号口」とあるのは「算定省令附則第4条の規定により読み替えられた算定省令第4条第1項第3号口」とする。

- 11 省略

納付金額をいう。)から当該年度の介護納付金賦課額に係る繰入金(同号口に規定する介護納付金賦課額に係る繰入金をいう。以下同じ。)の2分の1に相当する額を控除した額

- 2 一部負担金の割合軽減等市町村(算定省令第4条第2項に規定する一部負担金の割合軽減等市町村をいう。以下同じ。)に係る前項の規定により算定する普通調整交付金の額については、同条第2項から第6項までの規定を準用する。

附 則

(経過措置)

- 6 一部負担金の割合軽減等市町村に係る附則第2項から前項までの規定による普通調整交付金の額については、算定省令第4条第2項から第6項までの規定を準用する。

- 7 省略

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の愛媛県国民健康保険調整交付金の交付額の算定に関する規則(以下「新規則」という。)の規定は、平成20年度分の調整交付金から適用する。ただし、平成20年3月31日以前の期間に係る新規則第2条第1項の規定による費用の算定については、なお従前の例による。
- 3 平成20年度から平成23年度までの間において、市町(退職被保険者等所属市町(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)附則第7条第1項に規定する退職被保険者等所属市町村をいう。以下同じ。)を除く。)について、新規則附則第8項の規定により読み替えられた第2条第1項各号の規定を適用する場合には、同項第1号中「国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令」とあるのは、「健康保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成20年厚生労働省令第77号)附則第11条第2項の規定により読み替えられた国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令」とする。
- 4 平成20年度において、退職被保険者等所属市町について、新規則附則第9項の規定により読み替えられた、新規則附則第7項の規定により読み替えられた第2条第1項各号の規定を適用する場合には、同項第1号中「国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令」とあるのは、「健康保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成20年厚生労働省令第77号)附則第11条第3項の規定により読み替えられた国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令」とする。
- 5 平成21年度において、退職被保険者等所属市町について、新規則附則第9項の規定により読み替えられた、新規則附則第7項の規定により読み替えられた第2条第1項各号の規定を適用する場合には、同項第1号中「国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令」とあるのは、「健康保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成20年厚生労働省令第77号)附則第11条第4項の規定により読み替えて準用される同条第3項の規定により読み替えられた国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令」とする。
- 6 平成22年度において、退職被保険者等所属市町について、新規則附則第9項の規定により読み替えられた、新規則附則第7項の規定により読み替えられた第2条第1項各号の規定を適用する場合には、同項第1号中「国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令」とあるのは、「健康保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成20年厚生労働省令第77号)附則第11条第5項の規定により読み替えて準用される同条第3項の規定により読み替えられた国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令」とする。
- 7 平成23年度において、退職被保険者等所属市町について、新規則附則第9項の規定により読み替えられた、新規則附則第7項の規定により読み替えられた第2条第1項各号の規定を適用する場合には、同項第1号中「国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令」とあるのは、「健康保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成20年厚生労働省令第77号)附則第11条第6項の規定により読み替えて準用される同条第3項の規定により読み替えられた国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令」とする。

○愛媛県規則第65号

愛媛県会計規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年12月5日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県会計規則の一部を改正する規則

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(出納員)</p> <p>第4条 出納員は、別に辞令を用いるもののほか、第1号から第10号までに掲げる職にある者をもつて充て、<u>第11号から第18号</u>までに掲げる職にある者については、法第172条第1項に規定する職員(以下「職員」という。)に任命されていない場合にあつては、これらの号に掲げる職にある間に限り、職員に任命されているものとして、これらの職にある者をもつてこれに充てる。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) <u>総務部管理局税務課税務調査係長</u></p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) 省略</p> <p>(7) 省略</p> <p>(8) 省略</p> <p>(9) 省略</p> <p>(10) 省略</p>	<p>(出納員)</p> <p>第4条 出納員は、別に辞令を用いるもののほか、第1号から第9号までに掲げる職にある者をもつて充て、<u>第10号から第17号</u>までに掲げる職にある者については、法第172条第1項に規定する職員(以下「職員」という。)に任命されていない場合にあつては、これらの号に掲げる職にある間に限り、職員に任命されているものとして、これらの職にある者をもつてこれに充てる。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) 省略</p> <p>(7) 省略</p> <p>(8) 省略</p> <p>(9) 省略</p>

- (11) 省略
- (12) 省略
- (13) 省略
- (14) 省略
- (15) 省略
- (16) 省略
- (17) 省略
- (18) 省略

(出納員以外の会計職員)

第5条 省略

2 省略

3 別に辞令を用いるもののほか、次表の左欄に掲げる職員は、これらの者が職員に任命されていない場合にあつては、その職にある間に限り、職員に任命されているものとして、その職にある間同表右欄の職に充てる。

省略	現金出納員
一 地方局総務企画部総務県民課の総務係長、 <u>東予地方局総務企画部今治支局総務県民室の総務県民防災グループ担当係長</u> （総務県民室長が指定した者に限る。） <u>、南予地方局総務企画部八幡浜支局総務県民室の総務県民グループ担当係長</u> （総務県民室長が指定した者に限る。）及び東予地方局産業経済部産業振興課の企画調整係長	
二 中予地方局建設部管理課貿易港管理係の職員並びに東予地方局産業経済部今治支局地域農業室、中予地方局産業経済部産業振興課地域農業室及び南予地方局産業経済部産業振興課地域農業室の技術普及グループ担当係長	
三 省略	
四 現金の収納事務を取り扱う必要のある地方機関（予算令達を受けない機関 _____ 及び分校を含み、地方局を除く。）の庶務を担当する次に掲げる職員 イ～ハ 省略	
五・六 省略	
一・二 省略	省略
三 物品の出納、保管及び記録管理の事務を取り扱う必要のある地方機関（ _____ 分校を含み、地方局を除く。）の庶務を担当する次に掲げる職員 イ～ハ 省略	
省略	

(会計管理者等の事務の一部委任)

第7条 会計管理者をして出納員に委任させる事務は、次のとおりとする。

- (1)～(3) 省略
- (4) 総務部管理局税務課税務調査係長に委任させる事務は、本庁各課又は地方機関に属する会計事務のうち、税務課がインターネットを利用して行う公売に係る公売保証金及び買受代金の収納及び保管に関すること。
- (5) 省略
- (6) 省略
- (7) 省略

- (10) 省略
- (11) 省略
- (12) 省略
- (13) 省略
- (14) 省略
- (15) 省略
- (16) 省略
- (17) 省略

(出納員以外の会計職員)

第5条 省略

2 省略

3 別に辞令を用いるもののほか、次表の左欄に掲げる職員は、これらの者が職員に任命されていない場合にあつては、その職にある間に限り、職員に任命されているものとして、その職にある間同表右欄の職に充てる。

省略	現金出納員
一 地方局総務企画部総務県民課の総務係長、 <u>地方局総務企画部支局総務県民室 _____</u> の総務県民防災グループ担当係長（総務県民室長が指定した者に限る。） _____ _____ 及び東予地方局産業経済部産業振興課の企画調整係長	
二 中予地方局建設部管理課貿易港管理係の職員 _____ _____ _____	
三 省略	
四 現金の収納事務を取り扱う必要のある地方機関（予算令達を受けない機関並びに分場及び分校を含み、地方局を除く。）の庶務を担当する次に掲げる職員 イ～ハ 省略	
五・六 省略	
一・二 省略	省略
三 物品の出納、保管及び記録管理の事務を取り扱う必要のある地方機関（ <u>分場及び分校</u> を含み、地方局を除く。）の庶務を担当する次に掲げる職員 イ～ハ 省略	
省略	

(会計管理者等の事務の一部委任)

第7条 会計管理者をして出納員に委任させる事務は、次のとおりとする。

- (1)～(3) 省略
- (4) 省略
- (5) 省略
- (6) 省略

- (8) 省略
- (9) 省略
- (10) 省略
- (11) 省略
- (12) 省略

2 省略

(給与等の前渡資金の精算)

第83条 給与資金前渡担任者は、第52条の規定にかかわらず、給与等の支払をしたときは、直ちに前条第3項の規定による給与明細表に精算年月日及び資金前渡担任者の職氏名を記入し、押印の上給与等の前渡資金の精算をするものとし、本庁各課にあつては本庁各課の長、地方機関にあつては地方機関の長(地方機関の支所等にあつては当該支所等の長)、小学校及び中学校にあつては当該小学校及び中学校の長の確認を受けなければならない。

(受給者の届出事項)

第85条 支出命令者は、県内に居住する恩給を受ける者(株式会社日本政策金融公庫及び法律で定める金融機関であつて恩給を受領する権利を有するものを含む。以下「受給者」という。)で、隔地払の方法により恩給の支払を受けようとするものに対し、あらかじめ希望する指定金融機関又は指定代理金融機関(以下「恩給支払金融機関」という。)の名称を届け出させ、及び恩給受領に使用する印鑑の印影を恩給支払金融機関に届け出させなければならない。

2 省略

- (7) 省略
- (8) 省略
- (9) 省略
- (10) 省略
- (11) 省略

2 省略

(給与等の前渡資金の精算)

第83条 給与資金前渡担任者は、第52条の規定にかかわらず、給与等の支払をしたときは、直ちに前条第3項の規定による給与明細表に精算年月日及び資金前渡担任者の職氏名を記入し、押印の上給与等の前渡資金の精算をするものとし、本庁各課にあつては本庁各課の長、地方機関にあつては地方機関の長(地方機関の分場等にあつては当該分場等の長)、小学校及び中学校にあつては当該小学校及び中学校の長の確認を受けなければならない。

(受給者の届出事項)

第85条 支出命令者は、県内に居住する恩給を受ける者(国民生活金融公庫及び法律で定める金融機関であつて恩給を受領する権利を有するものを含む。以下「受給者」という。)で、隔地払の方法により恩給の支払を受けようとするものに対し、あらかじめ希望する指定金融機関又は指定代理金融機関(以下「恩給支払金融機関」という。)の名称を届け出させ、及び恩給受領に使用する印鑑の印影を恩給支払金融機関に届け出させなければならない。

2 省略

様式第24号中

口座振替先	金融機関コード	店番号	預金種別(該当番号を で囲む。)	金融機関名	店舗名	金融機関確認印
	482	486	489 1 普通 2 当座 3 別段	銀行 金庫 組合	支店 支所 出張所	
公共工事の前払金の預託金融機関(建設業保証会社の前金保証に基づく前金を受領する場合の預託金融機関を、該当者のみ記入してください。)						
口座振替先	金融機関コード	店番号	預金種別	金融機関名	店舗名	金融機関確認印
	527	531	(別口) 普通預金	銀行 金庫 組合	支店 支所 出張所	

(注意) 金融機関コード欄及び店番号欄は、金融機関で記入してもらってください。また、金融機関で口座振替先記載内容の確認を受けたことを証明するため、金融機関確認印欄に押切印を押してもらってください。

を

口座振替先	金融機関コード	店番号	預金種別(該当番号を で囲む。)	金融機関名	店舗名	金融機関確認印
			1 普通 2 当座 3 別段	銀行 金庫 組合	支店 支所 出張所	
公共工事の前払金の預託金融機関(建設業保証会社の前金保証に基づく前金を受領する場合の預託金融機関を、該当者のみ記入してください。)						
口座振替先	金融機関コード	店番号	預金種別	金融機関名	店舗名	金融機関確認印
			1 普通	銀行 金庫 組合	支店 支所 出張所	

(注意) 金融機関コード欄及び店番号欄は、金融機関で記入してもらってください。また、金融機関で口座振替先記載内容の確認を受けたことを証明するため、金融機関確認印欄に押切印を押してもらってください。

に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際現にある改正前の愛媛県会計規則様式第24号の規定による書類の用紙は、当分の間、使用することができる。

告 示

○愛媛県告示第1673号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

平成20年12月5日

愛媛県知事 加戸守行

医療機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	指 定 年月日
ジャスコ新居浜店調剤薬局	イオンリテール株式会社	新居浜市前田町8-8	平成20年 8月21日
田中歯科医院	田中 丈博	今治市末広町一丁目6-6	平成20年 10月1日

みかんこどもクリニック	廣 井 一 浩	八幡浜市白浜1536 - 5	平成20年11月1日
しらはま薬局	有限会社 しみず調剤薬局	八幡浜市字白浜1536番地220	平成20年11月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

医療機関の名称	開設者の氏名 又は 名称	所 在 地	廃 止 年 月 日
ジャスコ新居浜店調剤薬局	イオン株式会社	新居浜市前田町8 - 8	平成20年8月21日
田中歯科医院	田 中 逸 朗	今治市末広町一丁目6 - 6	平成20年10月1日
あんず薬局	株式会社 メディック・ユ ー	宇和島市丸之内二丁目1 - 7	平成20年10月12日

○愛媛県告示第1674号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。

平成20年12月5日

○愛媛県告示第1675号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護事業者）を次のように指定した。

平成20年12月5日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		指定年月日
		名 称	所 在 地	
宮脇商会有限会社	喜多郡内子町平岡甲63番地の1	宮脇商会有限会社	喜多郡内子町平岡甲63番地の1	平成20年11月17日

○愛媛県告示第1676号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（特定福祉用具販売事業者）を次のように指定した。

平成20年12月5日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（特定福祉用具販売事業者）の名称	主たる事務所の所在地	特定福祉用具販売事業を行う事業所		指定年月日
		名 称	所 在 地	
宮脇商会有限会社	喜多郡内子町平岡甲63番地の1	宮脇商会有限会社	喜多郡内子町平岡甲63番地の1	平成20年11月17日

○愛媛県告示第1677号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（介護予防事業者）を次のように指定した。

平成20年12月5日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		指定年月日
		名 称	所 在 地	
医療法人青峰会	八幡浜市五反田1番耕地1046番地1	デイサービスセンターアクティブ大洲	大洲市中村853番地1	平成20年10月1日
宮脇商会有限会社	喜多郡内子町平岡甲63番地の1	宮脇商会有限会社	喜多郡内子町平岡甲63番地の1	平成20年10月1日

○愛媛県告示第1678号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（特定介護予防福祉用具販売事業者）を次のように指定した。

平成20年12月5日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（特定介護予防福祉用具販売事業者）の名称	主たる事務所の所在地	特定介護予防福祉用具販売事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
宮脇商会有限会社	喜多郡内子町平岡甲63番地の1	宮脇商会有限会社	喜多郡内子町平岡甲63番地の1	平成20年11月17日

○愛媛県告示第1679号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）の主たる事務所の所在地が次のように変更された。

平成20年12月5日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
有限会社アシストジャパン	（変更後） 松山市南高井町1817-1	アシストジャパンヘルパーステーション東予	新居浜市東雲町2-12-44	平成20年10月1日
	（変更前） 松山市久米窪田町1164番地3			
有限会社アシストジャパン	（変更後） 松山市南高井町1817-1	アシストジャパンデイサービスセンター6号館	西条市大町字御舟川539番地1	平成20年10月1日
	（変更前） 松山市久米窪田町1164番地3			
有限会社アシストジャパン	（変更後） 松山市南高井町1817-1	アシストジャパン訪問看護ステーション東予	西条市大町字御舟川539番地1	平成20年10月1日
	（変更前） 松山市久米窪田町1164番地3			

○愛媛県告示第1680号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護支援事業者）の主たる事務所の所在地が次のように変更された。

平成20年12月5日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
有限会社アシストジャパン	（変更後） 松山市南高井町1817-1	アシストジャパン居宅介護支援事業所東予	新居浜市東雲町2-12-44	平成20年10月1日
	（変更前） 松山市久米窪田町1164番地3			

○愛媛県告示第1681号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（介護予防事業者）の主たる事務所の所在地が次のように変更された。

平成20年12月5日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
有限会社アシストジャパン	（変更後） 松山市南高井町1817-1	アシストジャパンヘルパーステーション東予	新居浜市東雲町2-12-44	平成20年10月1日
	（変更前） 松山市久米窪田町1164番地3			
有限会社アシストジャパン	（変更後） 松山市南高井町1817-1	アシストジャパンデイサービスセンター6号館	西条市大町字御舟川539番地1	平成20年10月1日

(変更前)
松山市久米窪田町1164番地3

○愛媛県告示第1682号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

平成20年12月5日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定居宅サービスの事業者の開設者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所の所在地又は住所	サービスの種類	指定居宅サービス事業所		指定年月日
				名称	所在地	
3860191174	社会福祉法人恩賜財団済生会支部愛媛県済生会	愛媛県松山市山西町997番1	訪問看護	訪問看護ステーションハートフル済生会	愛媛県松山市山西町997番1	平成20年10月1日
3870201682	越智今治農業協同組合	愛媛県今治市北宝来町一丁目1番地5	通所介護	JAおちいまばりデイサービスセンター元気玉川	愛媛県今治市玉川町中村甲496-1	平成20年10月1日
3870201690	医療法人やすらぎ会	愛媛県今治市別宮町二丁目1番地5	訪問介護	ヘルパーステーションえがお	愛媛県今治市別宮町二丁目1番地20ハイツきらら101号室	平成20年10月1日
3870600990	合同会社千代の家	愛媛県西条市丹原町池田1811番地	通所介護	デイサービスセンター千代の家	愛媛県西条市丹原町今井116番地1	平成20年10月1日
3870107111	株式会社夢の木	愛媛県松山市桑原二丁目2-29	訪問介護	株式会社夢の木	愛媛県松山市桑原二丁目2-29	平成20年10月10日

○愛媛県告示第1683号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者を指定した。

平成20年12月5日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定居宅介護支援事業者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所の所在地又は住所	サービスの種類	指定居宅介護支援事業所		指定年月日
				名称	所在地	
3870107087	医療法人財団慈強会	愛媛県松山市高井町1211番地	居宅介護支援	ケアプランセンター東松山	愛媛県松山市高井町1211番地	平成20年10月1日
3870107103	有限会社メディケアサポート	愛媛県松山市若葉町7番5号	居宅介護支援	居宅介護支援事業所かりん	愛媛県松山市若葉町7番6号	平成20年10月1日

○愛媛県告示第1684号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成20年12月5日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定介護予防サービスの事業者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所の所在地又は住所	サービスの種類	指定介護予防サービス事業所		指定年月日
				名称	所在地	
3860191174	社会福祉法人恩賜財団済生会支部愛媛県済生会	愛媛県松山市山西町997番1	介護予防訪問看護	訪問看護ステーションハートフル済生会	愛媛県松山市山西町997番1	平成20年10月1日
3870201682	越智今治農業協同組合	愛媛県今治市北宝来町一丁目1番地5	介護予防通所介護	JAおちいまばりデイサービスセンター元気玉川	愛媛県今治市玉川町中村甲496-1	平成20年10月1日
3870201690	医療法人やすらぎ会	愛媛県今治市別宮町二丁目1番地5	介護予防訪問介護	ヘルパーステーションえがお	愛媛県今治市別宮町二丁目1番地20ハイツきらら101号室	平成20年10月1日
3870501768	株式会社モリス・コーポレーション	愛媛県新居浜市萩生667番地1	介護予防訪問介護	ヘルパーステーションあんの里	愛媛県新居浜市喜光地町1-1-18	平成20年10月1日
3870600990	合同会社千代の家	愛媛県西条市丹原町池田1811番地	介護予防通所介護	デイサービスセンター千代の家	愛媛県西条市丹原町今井116番地1	平成20年10月1日
3870107111	株式会社夢の木	愛媛県松山市桑原二丁目2-29	介護予防訪問介護	株式会社夢の木	愛媛県松山市桑原二丁目2-29	平成20年10月10日
3870107129	株式会社健康増進センター	愛媛県松山市久万ノ台1200番地	介護予防通所介護	健康づくりセンター久万の台	愛媛県松山市久万ノ台1218番地	平成20年10月23日

○愛媛県告示第1685号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から、次のとおり指定居宅サービス事業所の名称を変更した旨の届出があった。

平成20年12月5日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定居宅サービスの事業者の名称又は氏名	開設者の主たる住所又は事務所	サービスの種類	指定居宅サービス事業所			届出年月日
				名称		所在地	
				変更前	変更後		
3870300112	きくぞのケアパーク株式会社	愛媛県宇和島市和霊元町四丁目1番12号	訪問介護	ホームケア・アベ訪問介護事業所	きくぞのケアパーク訪問介護事業所	愛媛県宇和島市和霊元町四丁目1番12号	平成20年10月10日
3870300229	きくぞのケアパーク株式会社	愛媛県宇和島市和霊元町四丁目1番12号	福祉用具貸与	ホームケア・アベ福祉用具貸与事業所	きくぞのケアパーク福祉用具貸与事業所	愛媛県宇和島市和霊元町四丁目1番12号	平成20年10月10日
3870300229	きくぞのケアパーク株式会社	愛媛県宇和島市和霊元町四丁目1番12号	特定福祉用具販売	ホームケア・アベ福祉用具貸与事業所	きくぞのケアパーク福祉用具貸与事業所	愛媛県宇和島市和霊元町四丁目1番12号	平成20年10月10日

○愛媛県告示第1686号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から、次のとおり指定居宅サービス事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成20年12月5日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定居宅サービスの事業者の名称又は氏名	開設者の主たる住所又は事務所	サービスの種類	指定居宅サービス事業所			届出年月日
				名称	所在地		
					変更前	変更後	
3870300708	有限会社エスエー	愛媛県宇和島市柿原甲1187-1	訪問介護	訪問介護さち	愛媛県宇和島市和霊東町三丁目3番15号	愛媛県宇和島市柿原甲1187番地1	平成20年6月20日
3873300390	社団法人松山市シルバー人材センター	愛媛県松山市若草町8番地3	訪問介護	松山シルバー中島指定訪問介護事業所	愛媛県松山市中島大浦4764番地	愛媛県松山市小浜甲558番地	平成20年9月17日
3870100892	有限会社イヨメディカル	愛媛県松山市山越一丁目10番11号	福祉用具貸与	有限会社イヨメディカル	愛媛県松山市山越一丁目8番6号	愛媛県松山市山越一丁目10番11号	平成20年10月1日
3870100892	有限会社イヨメディカル	愛媛県松山市山越一丁目10番11号	特定福祉用具販売	有限会社イヨメディカル	愛媛県松山市山越一丁目8番6号	愛媛県松山市山越一丁目10番11号	平成20年10月1日
3870102872	有限会社イヨメディカル	愛媛県松山市山越一丁目10番11号	訪問介護	有限会社イヨメディカル訪問介護みゆき	愛媛県松山市山越一丁目8番6号	愛媛県松山市山越一丁目10番11号	平成20年10月1日
3870501768	株式会社モリス・コーポレーション	愛媛県新居浜市萩生667番地1	訪問介護	ヘルパーステーションあんずの里	愛媛県新居浜市萩生721番地3	愛媛県新居浜市喜光地町一丁目1番18号	平成20年10月1日

○愛媛県告示第1687号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から、次のとおり指定居宅介護支援事業所の名称を変更した旨の届出があった。

平成20年12月5日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定居宅介護支援事業者の名称又は氏名	開設者の主たる住所又は事務所	サービスの種類	指定居宅介護支援事業所			届出年月日
				名称		所在地	
				変更前	変更後		
3870300047	きくぞのケアパーク株式会社	愛媛県宇和島市和霊元町四丁目1番12号	居宅介護支援	有限会社ホームケア・アベ	きくぞのケアパーク居宅介護支援事業所	愛媛県宇和島市和霊元町四丁目1番12号	平成20年10月10日

○愛媛県告示第1688号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から、次のとおり指定居宅介護支援事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成20年12月5日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定居宅介護支援事業者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所は	サービスの種類	指定居宅介護支援事業所			届出年月日
				名称	所在地		
					変更前	変更後	
3873300382	社団法人松山市シルバー人材センター	愛媛県松山市若草町8番地3	居宅介護支援	松山シルバー中島指定居宅介護支援事業所	愛媛県松山市中島大浦4764番地	愛媛県松山市小浜甲558番地	平成20年9月17日

○愛媛県告示第1689号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から、次のとおり指定介護予防サービス事業所の名称を変更した旨の届出があった。

平成20年12月5日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所は	サービスの種類	指定介護予防サービス事業所			届出年月日
				名称	所在地		
					変更前	変更後	
3870300112	きくそのケアパーク株式会社	愛媛県宇和島市和霊元町四丁目1番12号	介護予防訪問介護	ホームケア・アベ訪問介護事業所	きくそのケアパーク訪問介護事業所	愛媛県宇和島市和霊元町四丁目1番12号	平成20年10月10日
3870300229	きくそのケアパーク株式会社	愛媛県宇和島市和霊元町四丁目1番12号	介護予防福祉用具貸与	ホームケア・アベ福祉用具貸与事業所	きくそのケアパーク福祉用具貸与事業所	愛媛県宇和島市和霊元町四丁目1番12号	平成20年10月10日
3870300229	きくそのケアパーク株式会社	愛媛県宇和島市和霊元町四丁目1番12号	特定介護予防福祉用具販売	ホームケア・アベ福祉用具貸与事業所	きくそのケアパーク福祉用具貸与事業所	愛媛県宇和島市和霊元町四丁目1番12号	平成20年10月10日

○愛媛県告示第1690号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から、次のとおり指定介護予防サービス事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成20年12月5日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所は	サービスの種類	指定介護予防サービス事業所			届出年月日
				名称	所在地		
					変更前	変更後	
3870300708	有限会社エスエー	愛媛県宇和島市柿原甲1187-1	介護予防訪問介護	訪問介護さち	愛媛県宇和島市和霊東町三丁目3番15号	愛媛県宇和島市柿原甲1187番地1	平成20年6月20日
3873300390	社団法人松山市シルバー人材センター	愛媛県松山市若草町8番地3	介護予防訪問介護	松山シルバー中島指定訪問介護事業所	愛媛県松山市中島大浦4764番地	愛媛県松山市小浜甲558番地	平成20年9月17日
3870100892	有限会社イヨメディカル	愛媛県松山市山越一丁目10番11号	介護予防福祉用具貸与	有限会社イヨメディカル	愛媛県松山市山越一丁目8番6号	愛媛県松山市山越一丁目10番11号	平成20年10月1日
3870100892	有限会社イヨメディカル	愛媛県松山市山越一丁目10番11号	特定介護予防福祉用具販売	有限会社イヨメディカル	愛媛県松山市山越一丁目8番6号	愛媛県松山市山越一丁目10番11号	平成20年10月1日
3870102872	有限会社イヨメディカル	愛媛県松山市山越一丁目10番11号	介護予防訪問介護	有限会社イヨメディカル訪問介護みゆき	愛媛県松山市山越一丁目8番6号	愛媛県松山市山越一丁目10番11号	平成20年10月1日

○愛媛県告示第1691号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松前町役場において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成20年12月5日

愛媛県知事 加戸守行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変更前	変更後	変更する年月日	届出年月日
エミフルMASAKI-A	伊予郡松前町筒井茶屋分832-1外	駐車場の位置及び収容台数	A敷地3,574台 B敷地46台	A敷地3,620台	平成21年7月27日 ほか	平成20年11月26日
		荷さばき施設の位置及び面積	アミューズ棟敷地内の東	SC棟敷地内の東		

		廃棄物等の保管施設の位置及び容量	アミューズ棟敷地内の東	S C 棟敷地内の東	
		駐車場の自動車の出入口の数及び位置	20箇所	21箇所	
			21箇所	15箇所	
エミフルMASAKI - B	伊予郡松前町東古泉東浦676 - 1 外	店舗面積	3,087m ²	13,777m ²	平成21年7月27日
		駐車場の位置及び収容台数	223台	1,055台	
		駐輪場の位置及び収容台数	69台	186台	
		荷さばき施設の位置及び面積	178m ²	545m ²	
		廃棄物等の保管施設の位置及び容量	34.4m ³	115.4m ³	
		大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	午前9時から午後10時まで	物販棟B 1、B 3 午前9時から午後10時まで 物販棟B 2 午前7時から午後10時まで	
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前8時から午前1時30分まで	午前6時30分から午後10時30分まで	
エミフルMASAKI - C	伊予郡松前町東古泉文五郎分586外	駐車場の位置及び収容台数	179台	154台	平成21年7月27日ほか
		荷さばき施設の位置及び面積	277m ²	252m ²	
		廃棄物等の保管施設の位置及び容量	39.6m ³	34.6m ³	
		駐車場の自動車の出入口の数及び位置	非物販棟Cの南西	非物販棟Cの南	

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松前町役場において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1692号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成20年12月5日

愛媛県知事 加戸守行

- 解除予定保安林の所在場所
八幡浜市真網代乙94の3、乙94の4、乙95の1、乙95の3から乙95の5まで、乙97の5から乙97の7まで
- 保安林として指定された目的
魚つき
- 解除の理由
道路用地とするため

○愛媛県告示第1693号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成20年12月5日

愛媛県知事 加戸守行

- 解除予定保安林の所在場所
南宇和郡愛南町久家 893、899
- 保安林として指定された目的
魚つき
- 解除の理由
道路用地とするため

○愛媛県告示第1694号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第8条第2項（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、宇和海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成20年12月5日

愛媛県知事 加戸守行

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成20年12月5日から12月19日まで

丁目、弁天町2丁目、弁天町3丁目、住吉町1丁目、住吉町2丁目、築地町1丁目の各一部

○愛媛県告示第1695号

港湾法（昭和25年法律第218号）第34条において準用する同法第12条第5項の規定に基づき、松山港港湾施設の概要を次のとおり公示する

平成20年12月5日

愛媛県知事 加戸守行

種 類	位 置	数 量 及 び 能 力
道 路	松山市大可賀三丁目1462番	延長 352.50メートル 幅員 8.00メートル

○愛媛県告示第1697号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、四国中央市土居町土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・大地地区）の施行を平成20年11月28日認可した。

平成20年12月5日

愛媛県東予地方局長 長谷川 寿

○愛媛県告示第1698号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、四国中央市土居町土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・原井手下地区）の施行を平成20年11月28日認可した。

平成20年12月5日

愛媛県東予地方局長 長谷川 寿

○愛媛県告示第1696号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成20年12月5日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 都市計画の種類及び名称
南予レクリエーション都市計画臨港地区 宇和島臨港地区
- 2 都市計画を変更する土地の区域
 - (1) 追加する部分 坂下津、榊形町2丁目、榊形町3丁目、栄町港2丁目、曙町、寿町2丁目、弁天町1丁目、弁天町2丁目、築地町1丁目、築地町2丁目、住吉町2丁目、住吉町3丁目、住吉町三区、大浦の各一部
 - (2) 削除する部分 明倫町1丁目、榊形町3丁目、丸之内5丁目、栄町港2丁目、曙町、寿町2丁目、弁天町1

○愛媛県告示第1699号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、四国中央市土居町土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・原中地区）の施行を平成20年11月28日認可した。

平成20年12月5日

愛媛県東予地方局長 長谷川 寿

○愛媛県告示第1700号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、四国中央市土居町土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・大地地区）の施行を平成20年11月28日認可した。

平成20年12月5日

愛媛県東予地方局長 長谷川 寿

○愛媛県告示第1701号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年12月5日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	新居浜別子山線	新居浜市立川町645番1	平成20年12月5日

○愛媛県告示第1702号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年12月5日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	弓削島循環線	越智郡上島町弓削太田101番2から 同郡上島町弓削太田99番2まで	平成20年12月5日

○愛媛県告示第1703号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年12月5日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	六軒家石手線	松山市道後鷺谷町422番3から 同市道後湯月町1659番7まで	平成20年12月5日

○愛媛県告示第1704号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年12月5日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	大洲野村線	大洲市森山字角ヶ岩乙667番13	平成20年12月5日

○愛媛県告示第1705号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年12月5日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	大洲保内線	大洲市平野町平地3608番3から 同市平野町平地3613番5まで	平成20年12月5日

○愛媛県告示第1706号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年12月5日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	大洲保内線	大洲市平野町平地1345番5から 同市平野町平地1397番1まで	旧	メートル 5.0~18.6	キロメートル 0.145	
			新	12.4~20.0	0.136	

○愛媛県告示第1707号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年12月5日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	大洲保内線	大洲市平野町平地1345番5から 同市平野町平地1397番1まで	平成20年12月5日

○愛媛県告示第1708号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年12月5日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	378号	西予市三瓶町皆江字コウラ173番6から 同字171番1まで	平成20年12月5日

公 告

○公 告

家畜商講習会の開催について

家畜商法（昭和24年法律第208号）第4条の2第1項の規定により、家畜商講習会を次のとおり開催する。

平成20年12月5日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 開催の日時
平成21年1月22日（木）8時30分及び23日（金）8時30分
- 2 開催の場所 松山市一番町四丁目4-2 県庁第二別館 5階
第6会議室
- 3 受講手続
受講希望者は、平成21年1月14日（水）までに、次に掲げる書類を所轄地方局に提出しなければならない。
(1) 家畜商講習会受講願書（別記様式）
(2) 住民票抄本1通
- 4 教材
講習用教材は、講習会会場において各自購入すること。

別記様式

家畜商講習会受講願書

年 月 日

愛媛県知事 様

現 住 所

職 業

(ふりがな)

氏 名

生年月日

貴県で主催される家畜商講習会を受講したいので、関係書類を添えて願います。

愛媛県収入証紙 3 , 1 3 0 円
相当額はり付け場所

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成20年12月5日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 入札に付する事項

- (1) 件名
土地の売払い
- (2) 売り払う土地の所在地、地目及び地積

所在地	地目	地積
西条市大野379番 1	雑種地	1,781m ²
西条市大野379番 4	宅 地	435.58m ²

2 入札に参加する者に必要な資格等

(1) 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当しない者であること。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）及び警察当局から排除要請がある者

(2) 入札参加申込書の提出

この一般競争入札に参加を希望する者は、あらかじめ入札参加申込書を次により提出すること。入札参加申込書の提出のない者の入札への参加は認めない。

ア 提出期間

平成20年12月5日（金）から平成21年1月14日（水）までの執務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時30分までをいう。）

イ 提出場所

愛媛県農林水産部森林局森林整備課公有林整備係
〒790 8570
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話 （089）912 2602

ウ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの。以下「郵便等」という。）により提出すること。電送による提出は、認めない。

エ 郵便等による提出の取扱い

郵便等による提出の場合は、平成21年1月14日（水）午後5時30分までに、イに掲げる場所に必着のこと。

(3) 契約条項を示す場所等

ア 契約条項を示す場所、入札心得書、入札参加申込書の交付場所及び問い合わせ先

(2)イに掲げる場所

イ 入札心得書及び入札参加申込書の交付方法

(2)イに掲げる場所で交付する。

ウ 現地説明の日時及び場所

(ア) 日時

平成20年12月25日（木）午前10時

(イ) 場所

売り払う土地の所在地

3 入札及び開札

- (1) 入札及び開札の日時
平成21年2月4日（水）午前10時
- (2) 入札及び開札の場所
愛媛県西条市丹原町池田1611番地
愛媛県東予地方局西条第二庁舎4階大会議室
- (3) 入札書の提出方法
持参により提出すること。

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
ア 入札に際しては、入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をした小切手をもって入札保証金の納付に代えることができる。
イ 契約に際しては、契約金額の10分の1以上の契約保証金を納付しなければならない。
- (3) 入札の無効
2(1)に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (4) 契約書作成の要否
要
- (5) 落札者の決定方法
愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最高価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (6) 売り払う土地の用途制限
ア 落札者は、契約締結の日から10年間、売り払う土地を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売り払う土地の所有権を第三者に移転し、若しくは売り払う土地を第三者に貸してはならない。
イ 落札者は、契約締結の日から10年間、売り払う土地を暴力団又は法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されているものの事務所その他これに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売り払う土地の所有権を第三者に移転し、若しくは売り払う土地を第三者に貸してはならない。
- ウ ア又はイの条件に違反した場合は、県の定める金額を違約金として県に支払わなければならない。
- (7) その他
詳細は、入札心得書による。

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第9号

愛媛県道路交通規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年12月5日

愛媛県公安委員会委員長 木 網 俊 三

愛媛県道路交通規則の一部を改正する規則

愛媛県道路交通規則（昭和47年愛媛県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（免許用写真の添付の省略）</p> <p>第24条の3 <u>法第94条第1項の免許証の記載事項の変更の届出、</u> <u>法第101条第1項の免許証の更新の申請、法第101条の2第1項</u> <u>の更新期間前における免許証の更新の申請又は法第104条の4第</u> <u>1項の免許の取消しの申請については、次の各号のいずれかに該</u> <u>当する場合を除き、当該申請の書類に施行規則第17条第2項第8</u> <u>号の免許用写真（以下「免許用写真」という。）の添付を要しな</u> <u>い。</u></p> <p>(1) 省略 (2) 省略</p>	<p>（免許用写真の添付の省略）</p> <p>第24条の3 <u>法第101条第1項</u> <u>の免許証の更新の申請、法第101条の2第1項</u> <u>の更新期間前における免許証の更新の申請又は法第104条の4第</u> <u>1項の免許の取消しの申請については、次の各号のいずれかに該</u> <u>当する場合を除き、当該申請の書類に施行規則第17条第2項第7</u> <u>号の免許用写真（以下「免許用写真」という。）の添付を要しな</u> <u>い。</u></p> <p>(1) <u>法第94条第1項の免許証の記載事項の変更の届出（他の都道</u> <u>府県からの転居に伴う住所変更に限る。）を併せて行う場合</u> (2) 省略 (3) 省略</p>

別記様式第22号の3を次のように改める。

別記様式第22号の3（第24条の4関係） 運転免許証更新連絡書

住 所
氏 名 様

愛媛県公安委員会 印

運転免許証更新連絡書

年 月 日

あなたの運転免許証の有効期限が近づきましたので、次により更新の手続きをとってください。

1 今回のあなたの更新手続き

更新手続きのできる期間		
更新手続きの場所		
更新者の区分	道路交通法第101条第3項の優良運転者の該当の有無 該当する。 該当しない。	
講習の種別		
免許証番号		
更新後の有効期限		
更新手数料	講習手数料	計
円	円	円

2 申請受付窓口等

3 更新手続きの際に持参する物

- (1) この連絡書
- (2) 現に有する運転免許証
- (3) 手数料
- (4) その他持参する物

ア 氏名又は本籍を変更された方は、本籍地を記載した住民票の写し 1通
イ 更新の申請の日前6月以内に特定認定教育又は特定任意講習を受講している方は、当該講習等の終了証明書

ウ 1の表に記載された講習の種別が高齢者講習の方は、高齢者講習終了証明書（特定認定教育又は特定任意高齢者講習を受講済の場合は、当該講習等の終了証明書）

エ 住所を変更されている方は、住民票の写しその他の住所を確認できる書類

オ 運転免許証の再交付の申請と更新の申請を同時に行う方及び免許の効力が停止されている期間中に更新の申請を行う方は、免許用写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）1枚

なお、再交付の申請と同時に更新の申請をされる方は、住所を管轄する警察署で作成した再交付申請書も必要となります。

カ 1の表に記載された講習の種別が初回更新者講習の方のうち、前回更新時に海外旅行、入院等のやむを得ない理由により免許証の更新を受けることができず、その免許が効力を失った日から起算して6月を経過する前に次の免許を受けた方で当該効力を失った免許を受けていた期間及び該当次の免許を受けていた期間が継続していたとみなされ、更新日までに継続して免許を受けている期間が5年以上となることにより、優良運転者又は一般運転者となる方は、パスポートその他やむを得ない理由を証明することができる書類

- 4 他の都道府県公安委員会を経由して行う更新申請手続
- 5 経由更新申請に係る留意事項

附 則

この規則は、平成21年1月1日から施行する。

雑 報

○裁決手続開始の決定の公告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、平成20年11月26日次のとおり裁決手続開始の決定をしたので公告する。

平成20年12月5日

愛媛県収用委員会

会長 矢野 隆三

1 起業者の名称

国土交通大臣

2 事業の種類

一般国道56号改築工事（宇和島道路・愛媛県宇和島市津島町高田地内から宇和島市寄松字井手口地内まで）及びこれに伴う附帯工事並びに市道、普通河川及び農業用道路付替工事

3 収用の裁決手続の開始を決定した不動産の表示等

不 動 産 （ 土 地 ） の 表 示 等							土 地 所 有 者 住 所 氏 名	所有権以外の 権 利 の 表 示		関 係 人 住 所 氏 名
所 在	地 番	地 目		面 積				受 付 年 月 日 受 付 番 号	種 類	
		公 簿	現 況	公 簿 (㎡)	実 測 (㎡)	収用しようとする土地の実測(㎡)				
愛媛県宇和島市祝森字西法寺	甲4199番1	山 林	山 林	588	1,179.24	1,179.24	不明 ただし、 愛媛県宇和島市祝森甲1816番地 普門寺 代表役員 佐藤 敬宗 又は 愛媛県今治市古国分3丁目2番18号 西山 信宜			